

平成29年度に活動した「元気大津づくり活動」についての「水水」への交換も始まります

平成29年度中に行われた「元気大津づくり活動」については、これまでどおり地域通貨「水水」の交付を行います。申し込み手続きは次のとおりです。

- 申請窓口 役場総務課 地域づくり推進係
- 申請期間 4月9日(月)～5月31日(木) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜、祝日除く)
- 申請に必要なもの
 - 平成29年度元気大津づくり活動報告書
 - 申請に来る人の印鑑
 - 代理の人(家族以外の人)が申請する場合は「委任状」

そもそも、「元気大津づくり活動」って、ナニ?

“元気大津づくり活動”は、皆さん一人ひとりが自主的に行う活動のことで、それによって町の活性化を図り、「元気大津」を創ることを目的としています。

“元気大津づくり活動”に応じて「水水」ポイントが付与されますので、個人の活動分は町指定ゴミ袋との交換や、町トレーニングルームの使用料に交換できます。団体の活動分については、団体に現金で交付することができます。

“元気大津づくり活動”とは?

町内で住民が自発的な意志に基づいて、他人または地域社会に貢献する目的を持って「無報酬」で行う行為をいいます。

A 町の美観を保つ活動

- 道路や公園の草取りをする
- 公共の場所のゴミを拾う
- 道路を清掃する など



B 地域安全活動

- 防災、防犯パトロールをする
- 通学路の安全確保をする
- カーブミラーを磨く など



C 支え愛(あい)活動

- 高齢者の安否の確認
- 献血をする
- 近所の高齢者を病院送迎
- 子ども食堂の開催
- 地域福祉などの座談会の参加 など



D 地域環境活動

- 資源回収をする
- 通勤を車から自転車やバスにする
- 廃食用油を提供する など



E 健康増進活動(以下の5つ)

- ウォーキング
- ジョギング
- 体操
- 通いの場づくりへの参加
- 町主催の健康づくり活動への参加



5つ(A～E)の活動に区分されています

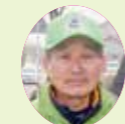
AからDの各活動については、例示した活動以外でも、“元気大津づくり活動”の要件を満たすものであれば対象となります。

活動例

多くの地区で美化清掃をはじめ、各ボランティア団体などによる様々な取り組みが行われています。皆さんの善意の活動の数々が、大津町の元気へと繋がっています。



毎日、地域安全活動(通学路の安全確保)に取り組んでいる日吉ヶ丘ふれあい隊の皆さん



日吉ヶ丘ふれあい隊 代表 山川俊生さん

登校する子どもたちの笑顔に毎日元気をもらっています。地区内の世代間交流も増えて、やりがいを感じています。

「元気大津づくり活動」を取り組む上での注意事項

- 1 他の補助事業(国や県などの事業も含みます)と重複はできません。他の事業として取り組んだことを、元気大津づくり活動事業でも二重に計上はできません。
※地域づくり活動支援事業だけはこの限りではありません。
- 2 同一の活動を、個人活動分と団体活動分の両方に計上はできません。

「元気大津づくり活動」と「水水」について知りたいときは

町内の行政区をはじめ、各団体やグループを対象に、「元気大津づくり活動」に関する出前講座を行っています。ご説明に伺いますので、お気軽にご利用ください。(お問い合わせは、生涯学習課または総務課までお願いします)。



■出前講座 生涯学習課 生涯学習係
☎096(293)2180

●申し込み・問い合わせ 役場総務課 地域づくり推進係 ☎096(293)3111



改正点

1

「水水」が地域通貨からポイントに



これまでの地域通貨「水水」の発行をとりやめ、「水水」ポイントで付与する形に変更します。

改正点

2

個人活動分と団体活動分との2タイプに

これまで個人での取り組みのみを基本としていましたが、**個人で活動した分**と**団体で活動した分**の2つのタイプに分けます。



これにより、個人の活動は個人に、団体での活動は団体に還元できる仕組みへと変わります。これまで個人から団体に地域通貨「水水」を寄付することができましたが、平成30年度からは団体としての活動のみを、団体の「水水」ポイントに換えられます。**個人から団体へ寄付することはできません**(平成29年度実績分までは寄付できます)。

改正点

3

「元気大津づくり活動」の付与単位が変わります

個人の活動と団体の活動とで、規定の時間と付与単位が異なります。

個人活動分

継続

これまでどおり自己申告の活動は、**1週間15分以上に対して、1単位。**

新規

新たに、町主催の健康教室などのイベントの参加については別に、

30分以上の催事参加で2単位。

※対象となるイベントなどと押印時間帯については、担当課から随時お知らせします。

団体活動分

新規

団体で取り組む「元気大津づくり活動」は、**1週間60分以上に対して、4単位を参加人数に応じて**付与します。(同一週の活動ひとつが対象)

※活動する団体はあらかじめ団体登録が必要になります。また、参加人数が確認できる写真などが活動ごとに必要となります(団体登録時に説明)。

例) 5人×4単位=20単位
20単位×25水水=500水水



これまで

平成30年度からこう変わります

